

【プラン追加のお知らせ】

2018年7月1日

下記プランが追加になりました。

下記記載の金額は全て税抜き価格です。

CREATE LTE S に関する重要事項説明

本サービスは、ONLYSERVICEの会員にご登録いただき、ソフトバンク株式会社が提供する高速モバイル通信網を利用し、株式会社クリエイティブグループが提供するモバイル通信サービスです。本サービスの更新月以外には契約解除料が発生いたします。また機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払いが済んでいない残債額のお支払いが必要となります。ONLYSERVICE 会員についての詳細は別紙 CREATE LTE 規約集 P.9～P.10 をご参照ください。機器の機種につきましては申込書及びマイページ※1に記載しておりますのでご確認ください。必ず本書面と利用規約をご確認・ご理解をいただきますようお願いいたします。掲載されている製品/サービス名称、社名、ロゴマークなどは該当する各社の商標または登録商標です。

※ 1. ONLYSERVICEのマイページは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、会員専用のページです。URL : <http://onlyservice.jp/>

ユニバーサルサービス料について

本サービスにおいて、1 電話番号あたり 2 円/月 (2018 年 1 月以降) のユニバーサルサービス料のご負担をお願いしています。ユニバーサルサービス料につきましては半年ごとに改定されることになっており、会員のご負担額が変更となる場合がございます。

詳細は電気通信事業者協会ホームページ (<http://www.tca.or.jp/universalservice/>) にてご確認ください。

通信速度の制御について

本サービスはソフトバンク株式会社のネットワークを利用いたします。

1. サービスエリア内であっても電波の届かないところや、サービスエリア外ではご利用いただけません。

2. 本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート(規格上の最大速度)であり、実効速度として保証するものではありません。

3. 一定時間以上継続してソフトバンク株式会社の電気通信設備を占有する、他の契約利用に支障をきたす恐れがある場合、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。

4. 上記とは別に、一定期間に大量の通信接続をご利用されるお客様に対して、事前に通知することなくその通信を切断または通信速度を制限する場合があります。また、より良いネットワーク品質を提供するため通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、蓄積を行い、弊社が別に定める通信接続について制限を行う場合があります。

5. 当日のデータ通信量が1.5GBに達した場合、ネットワーク品質および利用の公平性確保を目的に、通信速度の制御を実施致します。速度制限にかかった場合、送受信時最大128kbpsに低速化されます。制限は24:00以降に順次解除されます。

6. 上記内容は予告なく変更となる場合がございますのであらかじめご了承ください。

料金・お支払いについて

基本契約 **7,200** 円/月

基本契約とは契約期間に定めのない契約です。契約解除料はかかりません。3年割Ⅰ・3年割Ⅱは適用されません。ご利用いただくには、ルーター端末が別途必要となります。

1～3年(36回まで)の月額料金

CREATE LTE S 月額 4,300円 プラン	基本使用料 月額①	ルーター端末割賦販売価格 46,800円		3年割Ⅰ 月額③
	4,300円	ルーター分割月額(36回払)② 1,300円		1,300円
	お支払い月額(①+②-③)			

CREATE LTE S 月額 5,000円 プラン	基本使用料 月額①	ルーター端末割賦販売価格 39,600円	機器割賦販売価格 32,400円	3年割Ⅰ 月額④
	5,500円	ルーター分割月額(36回払)② 1,100円	機器分割月額(36回払)③ 900円	2,500円
	お支払い月額(①+②+③-④)			

CREATE LTE S 月額 5,500円 プラン	基本使用料 月額①	ルーター端末割賦販売価格 46,800円	機器割賦販売価格 43,200円	3年割Ⅰ 月額④
	5,500円	ルーター分割月額(36回払)② 1,300円	機器分割月額(36回払)③ 1,200円	2,500円
	お支払い月額(①+②+③-④)			

CREATE LTE S 月額 6,200円 プラン	基本使用料 月額①	ルーター端末割賦販売価格 46,800円	機器割賦販売価格 68,400円	3年割Ⅰ 月額④
	5,500円	ルーター分割月額(36回払)② 1,300円	機器分割月額(36回払)③ 1,900円	2,500円
	お支払い月額(①+②+③-④)			

4年目以降*の月額料金

基本使用料 月額①	3年割Ⅰ 月額③	
4,300円	1,300円	
お支払い月額(①)		4,300円

基本使用料 月額①	3年割Ⅱ 月額②	
5,500円	1,200円	
お支払い月額(①-②)		4,300円

基本使用料 月額①	3年割Ⅱ 月額②	
5,500円	1,200円	
お支払い月額(①-②)		4,300円

基本使用料 月額①	3年割Ⅱ 月額②	
5,500円	1,200円	
お支払い月額(①-②)		4,300円

3年毎に自動更新

4年目以降

4年目以降

4年目以降

4年目以降

【CREATE LTE S月額4,300円、5,000円、5,500円、6,200円プラン】

契約期間が3年間の契約種別です。3年間継続利用していただくお約束で「3年割Ⅰ」を適用します。契約期間終了後、4年目以降は3年割Ⅱに自動移行します。(3年毎に自動更新)

* 4,300円プランは3年割Ⅱが適用されません。

「3年割Ⅰ・3年割Ⅱ」は、毎月のお支払総額からの割引とします。

* 4年目以降とは、商品引渡しの翌月から起算し、3年経過後の翌月以降を指します。

CREATE LTE S に関する重要事項説明

【お支払方法・特記事項】

ご利用料金についてのお支払いは会員が指定した(使用可能ブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等は取り扱い不可)クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えされます。クレジットカードはご本人様名義に限ります。(12歳以上18歳未満の場合は、親権者名義であればこの限りではありません。)ご利用料金はCREATE LTE S各プラン月額基本使用料、端末代金、ユニバーサルサービス料の合計となります(付加機能サービスも含む)。一時中断している期間も月額使用料は発生します。※本サービスは月途中で開通・退会の場合でも、月額使用料の減額、日割計算は致しません。新規契約の際、事務手数料(3,000円)が必要です。※初回のご請求については、事務手数料及びその他初回にかかる費用を合算して請求致します。CREATE LTE Sについては弊社が本サービスの提供開始日から請求開始と致します。Wi-Fi安心サービスは次月からの請求開始と致します。Wi-Fi安心サービスにご加入いただいていない場合、機器の再購入は30,000円となります。割引の内容および期間は予告なく変更する場合があります。

※販売店によって料金が若干異なる場合があります。

キャンセル・中途解約について

ご自宅で電波が入らない場合等、お申込書控え受取後、電話受付の場合は本書受取後10日以内であれば、キャンセルをお受けしております。但し部品紛失・箱損傷の場合はお受けできません。(返品については別紙CREATE LTE 規約集の11ページを参照下さい。)また、11日を過ぎた場合は中途解約をお受けしております。(更新月以外にCREATE LTE Sの契約を解約した場合は契約解除料が発生いたします。)ご解約時、未払いの端末代金があるときには、当該未払いの端末代金を分割払い(お支払残回数以内)または一括払いのいずれかとしてお支払いいただけます。USIMカードにつきましては会員が弊社カスタマーサポートセンターへ解約の申入れを行った翌月の5日19:00までに返却するものとします。返却時の送料は会員が負担することとします。なお、返却がされない場合、USIMカード再発行手数料3,000円を請求いたします。中途解約をご希望の場合は、下記株式会社クリエイトグループ モバイルスポットカスタマーセンターにご連絡ください。速やかに対応いたします。

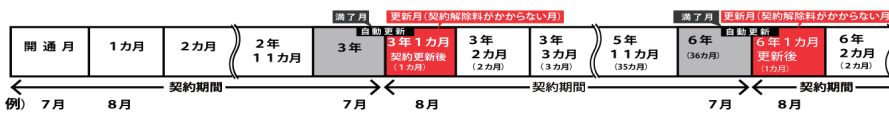
■電話番号:050-3538-6512(受付時間11:00~19:00 年末年始弊社指定休日を除く)

■USIMカード・商品返却先 〒141-0031 東京都品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル5F 株式会社ベネフィットジャパン カスタマーサポートセンター宛

契約期間・契約解除料について ※基本契約でお申込みの会員は、契約解除料はかかりません。

契約満了月・更新月(契約解除料がかからない月)は、「マイページ」でご確認ください。

基本契約以外の、本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする3年契約となります。3年契約満了の翌月が更新月です。自動更新後は解約のお申し出がない限り3年単位で自動更新されます。機器代金分割支払継続期間中に解約されますと、お支払いが済んでいない残債額のお支払いが必要となります。更新月以外の契約期間中に解約された場合は、以下の契約解除料をお支払いいただけます。



更新月以外は9,500円(税抜)の契約解除料がかかります。

【CREATE LTE S 規約】

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 弊社は、「基本プラン利用規約」(以下、「本規約」といいます)を定め、本規約により基本プラン(以下、「本サービス」といいます)を提供します。
2. 第4条(通知)に基づき通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4. 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス(以下、「オプションサービス」といいます)にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第2条 (規約の変更)

弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

第3条 (用語の定義)

1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
電気通信設備	電気通信を行うためのソフトバンク株式会社(以下、「SB」といいます)の機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
データ通信	電気通信回線を通じてネットワーク交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
本サービス	データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うもの)に限ります。
利用契約	この規約に基づき弊社から会員が本サービスの提供を受けるための契約
本契約	弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
会員	弊社と利用契約を締結した者
協定事業者	弊社と相互接続協定(弊社が弊社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第86号、以下「事業法」といいます)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者)をいいます。以下同じとします。)との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)を締結している電気通信事業者
接続事業者	ソフトバンク株式会社
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための弊社の電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
USIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、本サービスの提供のために、弊社が契約者に貸与するもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
オプションサービス	弊社との間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約
契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するの英字
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信信務の提供の確保のための負担金に充てる為、基礎的電気通信信務に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出された額に基づいて、弊社が定める料金
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条 (通知)

1. 弊社から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは弊社のホームページ上の方法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を電子メールの送信または弊社のホームページ上の掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信されたまたは弊社のホームページに掲載された日に行われたものとします。書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社から通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条 (契約の単位)

1. 本サービスは、一つの通信可能な端末機器毎に一つの契約が成立するものとします。
2. 会員は、本サービスについて、同一名義で最大2台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条 (申込みの方法)

1. 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
2. オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条 (申込みの承諾)

1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス(以下、「他サービス」といいます)の料金または工事に係る費用等の支払を現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
 - (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
 - (5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
 - (6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
 - (7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
3. オプションサービスの申込みについて、前条第2項を準用します。

第8条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第7条(申込みの承諾)で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第9条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約または本規約の権利義務を第三者に譲渡または担保に供することができません。

第10条 (届出事項の変更等)

1. 会員は、弊社への届出事項(氏名、住所、請求書の送付先、電話番号およびメールアドレス等)に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第11条 (会員の地位の承継)

1. 法人の合併および会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 会員が死亡した場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、当該該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第12条(会員による解約)に準ずるものとします。
3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときは、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとし、また、これを変更したときも同様とします。
5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまで間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。

第12条 (会員による解約)

1. 会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
2. 弊社は、当月の20日(土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。)までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
3. 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第13条 (弊社による解約)

1. 弊社は、会員が第19条第1項(利用停止)のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約できるものとします。
2. 会員は、会員が第19条第1項(利用停止)のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼす認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
3. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプションサービスを解約することができるものとします。
4. 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
5. 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、たまたこれを支払わなければならないものとします。

第14条 (最低利用期間)

1. 本サービスの最低利用期間は、開通月の翌月を起算月とする3年契約となります。自動更新後は解除のお申し出がない限り3年単位で自動更新されます。3年契約満了の翌月が更新月となります。
2. 会員は、第12条(会員による解約)または第13条(弊社による解約)の規定により、前項に定める更新月以外の契約期間中に解約が成立したときは、別途料金表の契約解除料に記載の料金を弊社の定める期日までに支払うものとします。

第3章 サービス

第15条 (サービス内容)

1. 本サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート(規格上の最大速度)であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。
2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。その他、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。
3. 本契約は本サービス提供後、プラン変更できないものとします。
4. 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位が承継されるものとします。
5. 本契約は、会員の本人サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。
7. 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。
8. 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性(高危険度業務に対する適合性を含みます)に、これに限りませんが、保証いたしません。

第16条 (サービス提供エリア)

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

第17条 (提供の中止)

1. 弊社は、次の場合には緊急時やむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。
 - (1) 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
 - (2) 弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
 - (3) 接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
 - (4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条 (会員からの請求によるサービスの一時中断)

1. 弊社は、会員から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします)を行います。
2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
3. 本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とします。
4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料)および(有料サービス)等の月額料は発生します。

第19条 (利用停止)

1. 弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。
 - (2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
 - (3) 第10条(届出事項の変更等)の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け付けた住所もしくは居所にないことが明らかである場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
 - (4) 第20条(禁止事項)の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
 - (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると思われる場合と認められる場合と認められるとき。
2. 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員(住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に悪化して、同一の会員と弊社が中断した場合を含みます)が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
3. 会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。
4. 弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルニアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

第20条 (禁止事項)

1. 会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為(そのおそれのある行為を含みます。)を行わないものとします。
 - (1) 他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは煽動する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
 - (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
 - (7) 貸金業を営む登録を受けずに、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (8) 無断連環講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用している状態を改ざんし、又は消去する行為
 - (10) 自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しようとする状態を改ざんし、又は共有する行為
 - (11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールアドレス部分に細工を施す行為を含みます。)
 - (12) コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は会員が受信可能な状態のまま放置する行為
 - (13) 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理者の意向に反する内容又は虚偽で、宣伝その他の苦言を送る行為
 - (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は苦言を送る行為
 - (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を送信する行為
 - (16) 違法な賭博、ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (17) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - (18) 他人の撮影現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (19) 人を自殺に誘ったまたは煽動する行為または他人に危害の及ぶおそれのある自殺の手段等を紹介する行為
 - (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮罵したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為
 - (22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
 - (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
 - (24) その行為が前号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
 - (26) 前号に該当するおそれがあると判断する行為
2. 会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき(電気通信設備を亡失または著しく損したときを含みます。)は、弊社が指定する期日までに、

弊社がその対応に要した費用を支払うものとします。

3. 会員が第1項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。

- (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要し、またはパスワードをロックして端末の機能を停止すること。
- (2) 本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。
- (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
4. 弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第4章 通信

第21条 (通信の条件)

1. 弊社は、通信を利用できる区域について、弊社の指定するホームページに提示するものとします。ただし、その区域内であっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2. 技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。

3. 本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。

4. 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
5. 電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社、一切の責任を負わないものとします。
6. 天災、事変その他の非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・救援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるとします。

7. 動画再生ファイル交換 (PP) アプリケーション等により、一定期間 (日時や月間) において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員については帯域制限を実施することがあります。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなる場合があります。

8. 弊社より提供する SIM カードを本サービス提供端末以外 (他端末・SIM ロックフリー端末含む) に挿入して利用した場合、APN 設定が異なる為定額対象外となり、パケット通信が高額となることがあります。

9. 海外でモバイルデータ通信接続を行う事はできません。

第22条 (通信利用の制限等)

1. 本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波が発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。
2. 弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。
3. 弊社は、通信が著しくふくそうし、通信の全書を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項と内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項と内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機能が使用している契約者回線 (弊社がそれらの機能との協議により定められたものに限ります。) 以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

【機能名】

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記14の基準に該当する新聞社等の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

4. 前条の規定による場合のほか、弊社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合には、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。
- (3) 電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信が発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が弊社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させる等弊社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。
- (4) 弊社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。
- (5) 弊社は、会員の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。

前2条の規定によるほか、弊社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は弊社若しくは提携事業者に対する代金債務 (立替債等) に係る債務を含みます。) の履行が為されないと判断して、契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

6. 弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト (同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき弊社が提供を受けたインターネット上の接続先情報) を、いかなる指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

7. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

8. 弊社は、よりよいネットワーク品質を提供するために通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、蓄積を行い、弊社が別に定める通信接続について制限を行うことがあります。

※別記14の基準に該当する新聞社等の機関

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 A 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 B 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法 (昭和25年法律第132号) 第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法 (昭和47年法律第114号) 第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース ((1) 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報 (広告を除きます。)) をいいます。) を供給することを主な目的とする通信社

第5章 料金

第23条 (料金)

1. 弊社が提供する本サービスの料金は、月額料 (基本使用料)、契約解除料、手続に関する料金およびユニバーサルサービス料、別途弊社が定める料金表 (ONLYSERVICE 入会申込み (確認) 書およびマイページ※1) に定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。

ご利用料金についての支払いは会員が指定した (使用可能プラン) に限る ※海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等) は取り扱いません) クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えられます。クレジットカードはご本人様名義に限ります。

※ ONLYSERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる、会員専用のページです。URL: <http://onlyservice.jp/>

2. 本サービスは別途途中に開通、退会の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。

3. 弊社が貸与した本SIMカードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本SIMカードを弊社に返却しない場合のUSIMカード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員はUSIMカード損害金について支払う義務を負うものとします。

第24条 (月額料等の支払義務)

1. 本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表 (月額料 (基本使用料、機器割賦代金およびユニバーサルサービス料)) に規定する料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料およびユニバーサルサービス料 (以下「月額料等」といいます) の支払いは次のとおりとします。

(1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。

(2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

事由	支払いを要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による会員の通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます) が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間 (24時間の倍数である部分に限ります) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3. 弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
第25条 (債権の譲渡)

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報等を譲渡先または担保権者に提供することあらかじめ同意するものとします。

第26条 (契約解除料)

1. 弊社は、本サービスについて、第14条 (最低利用期間) の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。

2. 会員が、契約期間満了月の翌月 (以下「更新月」といいます) 以外の箇月に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別紙料金表 (契約解除料) に規定する料金の支払いを要します。

3. 会員が契約更新月に本サービスを解約しない場合、当該契約更新月を含み、同期間の新たな契約期間が自動的に設定されるものとし、以降も同様に更新されるものとします。

4. 第17条 (提供の中止) に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

5. 第18条 (会員からの請求によるサービスの一時中断) に基づく本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの利用の一時中断の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

6. 第19条 (利用の停止) に基づく本サービスの提供の停止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません (本サービスの提供の停止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第27条 (手続に関する料金の支払義務)

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

第28条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第29条 (割増金)

会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を計算しない額とします) の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額 (料金表の規定により消費税相当額を加えないこととされている料金) にあつては、その免れた額の2倍に相当する額) を割増金として支払ういただきます。

第30条 (延滞利息)

会員は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第6章 端末機器

第31条 (端末機器)

1. 本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機器を購入または、会員自らで端末機器を用意する必要があります。

第32条 (端末機器の提供地域)

弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。

第33条 (端末機器の売買契約)

1. 端末機器の購入申込みにあつては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

2. 会員と弊社との間の端末機器に関する売買契約 (以下、「売買契約」といいます) は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。

3. 端末機器の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第34条 (端末機器の引き渡し)

1. 弊社は、店舗または配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。

2. 店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し (債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します)。

3. 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスが正常に利用できなくなったとしても、一切の責任を負いません。

第35条 (端末機器の配送)

1. 弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。

2. 配送は日本国内に限ります。

3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね7日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。4. 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね14日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第36条 (端末機器の返品等)

1. 弊社は、端末機器の返品を承りません。

2. 端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して14日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならぬものとします。

3. 前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。

4. 本条第2項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。

5. 本条第2項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面に記載される条件に従うものとします。

第37条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

- (1) 会員が本規約に違反した場合
- (2) 端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を超えてもなお支払いを行わない場合
- (3) 会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から7日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

第38条 (故障等)

1. 会員は、端末機器が故障、破損等により、利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

2. 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。

- (1) 不当な修理、分解または改造 (ソフトウェアを含む) が行われた場合
- (2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
- (3) 会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
- (4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第7章 USIM カード

第39条 (USIM カード)

1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要なUSIMカードを貸し出します。

2. USIMカードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

3. オプションサービスの利用等会員の都合により、USIMカードを変更する必要がある場合は、会員は変更手数料3,000円 (税別) を支払うものとします。

第40条 (情報の登録)

1. 弊社は、次の場合に、USIMカードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。

- (1) USIMカードを貸与する場合
- (2) 会員からUSIMカードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合
- (3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第41条 (情報の消去)

弊社は、本契約が終了したとき、第39条 (USIMカード) の規定によりUSIMカードの変更を行ったとき、本サービスの提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、USIMカードに登録された情報を消去します。

第42条 (USIMカードの管理責任)

1. 会員は、弊社より貸与を受けたUSIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

2. 会員は、USIMカードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。

3. 弊社は、第三者がUSIMカードを利用した場合であっても、そのUSIMカードの貸与を受けている会員が利用したものとみなして取り扱います。

4. 弊社は、USIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第43条 (USIMカードの故障等)

会員は、USIMカードが故障・破損等により、通信を利用することができなくなったときは、弊社に対して、USIMカードの修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該USIMカードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第44条 (USIMカードの返却)

1. 会員は、本契約が終了したときまたは第39条 (USIMカード) の規定によりUSIMカードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までにUSIMカードを返却または廃棄するものとします。

2. 前項において、弊社が USIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに USIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、USIM カード費用 3,000 円 (税抜) を支払うものとします。

第 8 章 モバイル Wi-Fi ルーター

第 45 条 (モバイル Wi-Fi ルーター)

1. モバイル Wi-Fi ルーターの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。
2. 会員は弊社が本サービスで提供する USIM カード以外を、モバイル Wi-Fi ルーターに差し替えて利用することを禁止します。

第 46 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの管理責任)

1. 会員は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き (警察に対する盗難届の提出等) を行うものとします。
2. 弊社は、第三者がモバイル Wi-Fi ルーターを利用した場合であっても、そのモバイル Wi-Fi ルーターの貸与を受けている会員が利用したのとしてみなして取り扱います。
3. 弊社は、モバイル Wi-Fi ルーターの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第 47 条 (モバイル Wi-Fi ルーターの故障等)

会員は、オプションサービスの Wi-Fi 安心サービスに加入している場合、モバイル Wi-Fi ルーターが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、モバイル Wi-Fi ルーターの修理を請求することができるものとします。費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。なお、Wi-Fi 安心サービスにご加入いただいていない場合、機器の再購入は 30,000 円 (税別) となります。ただし、当該モバイル Wi-Fi ルーターの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第 9 章 雑則

第 48 条 (ID およびパスワードの管理)

1. 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
2. 会員以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第 49 条 (責任の制限)

1. 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態 (本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。) にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商 (小数点以下の端数を四捨五入するものとします。) に月額基本料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。

第 50 条 (免責事項)

1. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合 (第 13 条 (弊社による解約)、第 17 条 (提供の中止)、第 19 条 (利用停止)、第 20 条 (禁止事項)、第 21 条 (通信の条件)、および第 22 条 (通信利用の制限等) による場合を含みます。) において、第 49 条 (責任の制限) による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
3. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
4. 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
5. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第 51 条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第 52 条 (端末設備)

1. 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器 (以下、「端末設備」といいます) を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは通している端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第 53 条 (サービスの変更等)

1. 弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
2. 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休止できるものとします。

第 54 条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 55 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2018 年 7 月 1 日制定

【料金表】

下記記載の金額は全て税抜き価格です。

CREATE LTE S ・ CREATE LTE S 【5000】 ・ CREATE S 【5500】 ・ CREATE S 【6200】

基本契約 **7,200** 円/月

基本契約とは契約期間に定めのない契約です。契約解除料はかかりません。3年割Ⅰ・3年割Ⅱは適用されません。ご利用いただくには、ルーター端末が別途必要となります。

	1～3年(36回まで)の月額料金				3 年 毎 に 自 動 更 新	4年目以降*の月額料金		
CREATE LTE S 月額 4,300円 プラン	基本使用料 月額① 4,300円	ルーター端末割賦販売価格 46,800円		3年割Ⅰ 月額③ 1,300円		4年目以降	基本使用料 月額① 4,300円	
		ルーター分割月額(36回払)② 1,300円					お支払い月額(①) 4,300円	
CREATE LTE S 月額 5,000円 プラン	基本使用料 月額① 5,500円	ルーター端末割賦 販売価格 39,600円	機器割賦 販売価格 32,400円	3年割Ⅰ 月額④ 2,500円		4年目以降	基本使用料 月額① 5,500円	3年割Ⅱ 月額② 1,200円
		ルーター分割 月額(36回払)② 1,100円	機器分割 月額(36回払)③ 900円				お支払い月額(①+②+③-④) 5,000円	
CREATE LTE S 月額 5,500円 プラン	基本使用料 月額① 5,500円	ルーター端末割賦 販売価格 46,800円	機器割賦 販売価格 43,200円	3年割Ⅰ 月額④ 2,500円	4年目以降	基本使用料 月額① 5,500円	3年割Ⅱ 月額② 1,200円	
		ルーター分割 月額(36回払)② 1,300円	機器分割 月額(36回払)③ 1,200円			お支払い月額(①+②+③-④) 5,500円		
CREATE LTE S 月額 6,200円 プラン	基本使用料 月額① 5,500円	ルーター端末割賦 販売価格 46,800円	機器割賦 販売価格 68,400円	3年割Ⅰ 月額④ 2,500円	4年目以降	基本使用料 月額① 5,500円	3年割Ⅱ 月額② 1,200円	
		ルーター分割 月額(36回払)② 1,300円	機器分割 月額(36回払)③ 1,900円			お支払い月額(①+②+③-④) 6,200円		
						お支払い月額(①-②) 4,300円		

※ユニバーサルサービス料(2円/月(税抜))が別途かかります。
 契約期間が3年間の契約種別です。3年間継続利用していただくお約束で「3年割Ⅰ」を適用します。契約期間終了後、4年目以降は3年割Ⅱに自動移行します。(3年毎に自動更新)
 * 4,300円プランは3年割Ⅱが適用されません。
 「3年割Ⅰ・3年割Ⅱ」は、毎月のお支払総額からの割引とします。
 * 4年目以降とは、商品引渡しの翌月から起算し、3年経過後の翌月以降を指します。

・契約解除料

項目	価格
更新月	無料
更新月以外	9,500円

・初期費用

項目	価格
事務手数料	3,000円

・その他の費用

項目	価格
USIMカード再発行手数料	3,000円
USIMカード切替手数料	3,000円